

お薬は選べる時代。 だからこそ、ジェネリック医薬品。

2012年4月から、ジェネリック医薬品を更に普及しやすくするために
処方せんの様式が新しくなりました。
医師・薬剤師の先生と相談して、ジェネリック医薬品を選んでみましょう。

まずは、ご自分の処方せんを確認してみましょう！

新！
処方せん
様式の特徴

一般名で記載されていれば、
ジェネリック医薬品を選択できます。

※一般名はお薬の有効成分の一般的名称です。
諸外国では一般名(ジェネリックネーム)で処方される国が多くなっています。
※お薬の前に【般】と表示されている場合もあります。

ジェネリックなら
お薬代が、
安くなります！

「変更不可欄」に「✓」や「×」
がなく、「保険医署名欄」に署
名がなければ、ジェネリック医
薬品を選択できます。

※お薬によってはまだジェネリック医薬品が
発売されていないものもあります。

処方せん
(この処方せんは、どの保険薬局でも有効です。)

公費負担者番号	保険者番号
公費負担医療 の受給者番号	被保険者証・被保険 者手帳の記号・番号
氏名	保険医療機関の 所在地及び名称
患者 生年月日 男・女	電話番号
区分	被保険者
交付年月日	処方せんの 使用期間
変更不可	【般】△△△△錠 10mg 1錠 1日1回 就寝前 7日分 ○○○○錠 5mg 1錠 □□□□錠 20mg 1錠 1日1回 朝食後 7日分
医師署名	
平成 年 月 日	公費負担者番号
	公費負担医療の 受給者番号

備考 1. 「処方」欄には、薬名、分量、用法及び用量を記載すること。
2. この用紙は、日本工業規格 JIS 調剤用紙を準拠すること。
3. 療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令(昭和41年厚生省令第26号)第1条の公費負担医療(保険医療機関)とあるのは「公費負担医療の担当医療機関」と、「保険医署名」とあるのは「公費負担医療の担当医師」のものとすること。

詳しくは、医師・薬剤師にご相談ください。

ジェネリック医薬品ってどんなお薬？

- 新薬(先発医薬品)と同じ有効成分で、効き目・品質・安全性が同等なお薬です。
- 新薬より価格が低く設定され、日本の医療費節減にも貢献します。
- ジェネリック医薬品の普及は、国民皆保険制度の維持に役立ちます。

監修：厚生労働省